

第 39 回東海道関宿街道まつり出店要領

1. 目的

地域住民が主体となってまつりに出店することにより、地域間の絆を深めるとともに、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿の町並み保存への意識の向上とにぎわいの創出をすることで、関宿を中心とした地域活性化を図ることを目的とする。

2. 開催日時

令和 8 年 11 月 1 日（日）午前 10 時から午後 3 時まで

3. 会場

旧東海道関宿街道一帯

4. 出店内容

次のいずれかに該当する内容（展示・パフォーマンス等を含む）であること。

- (1) まつりの賑わいを創出するもの。
- (2) 福祉の向上や地域活動の充実を目指すもの。
- (3) 地場産品、地場産業の普及・振興を目的とするもの。

5. 出店資格

次のすべてに該当する個人・団体・事業者等であること。

- (1) まつりの趣旨に賛同し、営利を目的とせずに出店する者であること。
- (2) 出店者本人が管理・対応・販売を行うこと。（名義貸しは認めません。）
- (3) 出店に必要な営業許可等を有していること。
- (4) 政治活動や宗教活動を行う団体、又は公序良俗に反する団体でないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 「東海道関宿街道まつり開催に係る露店等営業に関する規約」に同意し、かつ提示された出店許可条件を厳守し、実行委員会、市、保健所、消防署、警察署等の指示に従える者であること。

6. 注意事項

- (1) 営業許可が必要な販売に関しては、各自で申請手続きを行い、実行委員会事務局に営業許可証の写しを提出してください。
- (2) 出店中は見える箇所に展覧確認証及び営業許可証を掲示してください。
- (3) 出店に必要な備品は、各出店者にて準備してください。ただし、テント、長机、椅子については、有料での貸出が可能です。
- (4) 「出店団体名カード」や「プライスカード」は必要に応じて各自でご用意ください。
- (5) 出店物や持ち込み備品の保管・管理は、各出店者の責任とします。盗難、

棄損、その他の事故等に対し、実行委員会は一切の責任を負いません。

- (6) バザーにおける酒類の販売は認めません。
- (7) 火気器具を使用する場合は、必ず「消火器の準備」をしてください。
- (8) 容器等は可能な限り環境にやさしいものを使用し、過剰な包装はご遠慮ください。
- (9) ブースから発生したゴミについては、各自でお持ち帰りください。
- (10) まつり終了後、会場及び街道のごみ拾いにご協力願います。
- (11) 各自責任を持って金銭を管理してください。釣銭の調達・両替等は致しかねます。
- (12) まつりは少雨決行です。雨天や強風時などの対策は各自で対応願います。
- (13) 荒天等の理由により、本まつりを中断又は中止する場合があります。まつりが中止となった場合でも、出店準備にかかった費用等の補償は致しかねますので、ご了承ください。
- (14) 午前 9 時から午後 4 時まで街道の通行規制を行います。規制中は車の乗り入れが出来ませんので、搬入・搬出は規制時間外で行ってください。まつり中は安全確保のため、台車等を使用した搬入・搬出も認めません。
- (15) 会場内で撮影する写真等は、実行委員会や市等の関係団体が発行する印刷物や広報活動に使用させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

7. 出店料

無料

8. 募集数

20 ブース程度

※出店場所については、実行委員会で決定します。

9. 出店申込方法

提出書類に必要事項を記入し、下記提出先まで郵送、FAX、または E メールでお申し込みください。

※メールの場合は、件名に「東海道関宿街道まつり」と記載してください。

・提出書類

- ① 「露店等出店申込書・同意書」…出店希望者は全員提出してください。
- ② 「準備物等申込書」…ブースで使用するテント、机、椅子などを有料で貸し出します。備品の貸出を希望する場合は、提出してください。
- ③ 「レンタル料免除申請書」…レンタル料免除条件の 2～5 に該当する団体は、まつり後、ひと月以内に提出してください。

・提出先

東海道関宿街道まつり実行委員会事務局

亀山市産業環境部商工観光課 観光・地域ブランドグループ内

〒519-0195

亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5074 FAX 0595-82-9669

E-mail kanko@city.kameyama.mie.jp

Ⅰ 〇. 応募締切

令和 8 年 8 月 28 日（金曜日） ※郵送の場合、当日消印有効

Ⅰ Ⅰ. その他

- ・ 出店可否については、実行委員会で決定します。申込内容によっては、出店をお断りする場合があります。
- ・ 申し込み多数の場合には、地元団体を優先の上で、抽選により出店者を決定します。
- ・ この要領に記載のある事項のほか、出店にあたって必要な事項は別途出店決定者に通知します。
- ・ その他ご不明な点があれば、事務局までお問い合わせください。